秩父広域市町村圏組合水道局
上水道工事標準仕様書

秩父広域市町村圏組合水道局

１．標 準 仕 様 書

１．標　準　仕　様　書

一　般　事　項

（適用範囲）

１．この標準仕様書（以下「仕様書」という。）は、受注者が請負により施工する各種工事に適用するものとする。

２．この仕様書に定めのない事項は、別に特記仕様書で定めるものとする。

３．この仕様書の定めと、特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書によるものとする。

４．その他、この仕様書、特記仕様書に特に定めない事項については、必要に応じて発注者、受注者それぞれ協議して定める。

（諸法規の適用）

１．本工事の施工にあたっては、別紙の設計図書、工事請負契約書及び秩父広域市町村圏組合工事請負契約約款によるほか、秩父広域市町村圏組合水道事業契約規程、水道工事標準仕様書（日本水道協会）、埼玉県土木工事実務要覧（埼玉県）、特記仕様書に準拠するものである。

（施工計画）

１．受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

２．受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

Ａ 工事概要

Ｂ 計画工程表

Ｃ 現場組織表

Ｄ 安全管理

Ｅ 指定機械

Ｆ 主要資材

Ｇ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）

Ｈ 施工管理計画

Ｉ 緊急時の体制及び対応

Ｊ 交通管理

Ｋ 環境対策

Ｌ 現場作業環境の整備

Ｍ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

Ｎ その他

３．既設管その他の障害物について試験掘りを行う場合、その箇所方法、日時等の計画を施工計画書に盛り込み監督員と協議して承認を受けること。

（工事管理）

１．承認された工程表に基づく工事施工の時期、順序並びに工程表の変更等については監督員の承認を得なければならない。

２．受注者は、実施工程表、工事日誌、材料受払簿等の帳簿を備え、監督員の要求により工事日報を提出し、諸帳簿の点検を受け、又、毎月の出来高工程を翌月の５日までに監督員に報告しなければならない。

３．工事施工の都合上、夜間作業を必要とするときは、あらかじめ監督員の承認を得なければならない。又、監督員が工程管理あるいは現場管理上必要と認めたときは、夜間作業を命ずる事がある。

４．竣工図は、工事の進捗毎に作成し、日報、材料受払簿、工事記録写真をもとに実際布設した通りに作成し、２部製本して原図と共に納品すること。

（現場管理）

１．工事箇所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に対しては、工事施工に伴い支障を及ぼさないように、関係者と協議の上、所要の処置をしなければならない。

２．工事現場内及びその周辺には、所要の標識、標識灯、防護柵及び立入禁止の立札等を設備し必要に応じ照明設備を設け、あるいは信号員、見張員を置く等一般公衆及び作業員の安全を確保するための万全の施設をしなければならない。

（品質管理）

１．受注者は、工事施工中、絶えず品質管理を行い、監督員から要求があった場合は、その結果を提出しなければならない。

（工事写真）

１．受注者は、監督員の指示により、工事竣工後外部から明視、測定等ができなくなる箇所、竣工時までに撤去する仮設物、あるいは竣工後までに撤去する仮設物、あるいは竣工後まで残存しない維持的物件の施工状況並びに重要なる工事段階等の工事状況を撮影し、その都度監督員に提出しなければならない。

２．工事写真の提出部数は１部とし、大きさは特に監督員が指示する場合のほかは、サービス判（L版程度）とする。

３．写真は、設計図書に基づき、構造物の施工状況、出来高、品質管理等工事の進行とともにその実態が検査時において確認できるようにし、特に水中又は地下に埋没する箇所に重点をおいて撮影するものとする。（黒板明示）

４．工事記録写真のうち、現況写真はあらかじめ監督員に提出すること。

（官公署及び民間との交渉、協力）

１．受注者は、工事中、関係官公署、その他と緊密に連絡して充分協調を保つとともに、工事現場

に関係ある一般民間人に対しても親切を旨として、工事の円滑な運行を図らなければならない。

２．受注者が工事施工のために必要とする関係官公署、その他に対する諸手続きは、工事に支障のないよう延滞なく処理しなければならない。

（工事検査）

１．工事の出来高検査にあたっては、受注者又は、現場代理人及び主任技術者は必ず立ち合わなければならない。

２．受注者は、検査方法について異議を申し立てることができない。

（受注者の負担）

１．受注者は、設計図書及び仕様書に明示していない費用であっても工事施工上、当然必要と認められるものは、これを負担しなければならない。

（材料）

１．使用資材については、事前にメーカーリストを提出し監督員の承認を受けること。
又、製造課程に於ける検査合格証を提出すること。

２．工事用材料は、設計図書又は仕様書に、品質・規格を明示したもののほか、ＪＩＳの規格のあるものにあってはこれに合格するものとし、すべて使用前に監督員の検査に合格したものでなければならない。

（材料試験及び検査）

１．工事用主要材料は、必要に応じ材料試験を行い監督員の承認を受けなければならない。

２．試験又は検査に合格した材料でも、使用時において変質又は不良品となったものは使用してはならない。

（現場発生品）

１．工事施工により生じた現場発生品及び残土等は、すべて監督員の指示に従い処理するものとする。

（埋戻し）

１．掘削土砂の埋戻しにあたっては、その順序方法等について監督員の指示を受けなければならない。

管　布　設　関　係

（布設位置）

１．管布設の平面位置及び土被りは、設計図で正確に決定し必要に応じて地下埋設物、その他障害物を確認し、監督員と協議のうえ布設位置を決定しなければならない。

（掘削工）

１．機械掘削をする場合は、施工区域全般にわたり、地上・地下施設物に充分注意しながら行わなければならない。

（埋戻し工）

１．埋戻しは、所定の土砂を用い、片埋めにならないように注意しながら厚さ２０㎝以下ごとに充分締め固めなければならない。

２．埋戻しに際しては、管、その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないよう注意して行わなければならない。

（弁類の取扱い）

１．弁類の取扱いは、台棒、角材などを敷いて直接地面に接してはならない。

２．弁類をつり上げる場合は、台付けを確実にとらなければならない。

（管据え付け）

１．管据え付けにあっては、十分内部を清掃し水平器等を使用し中心線及び高低を確定して、移動しないよう胴締めを堅固に行い、管鋳出文字を上向きにして据え付けなければならない。

２．管据え付けには、管に影響を与えないよう床付面を仕上げ砂を敷き、又は、枕木を並べる等の処置をしなければならない。

３．１日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう木蓋等で管末端をふさがなければならない。

４．管接合完了後は、一定区間毎に水圧試験を行うがその試験圧力及び継続時間は監督員が指示する。

（工事カルテ作成・登録）

１．受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報をして「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更後１０日以内に、完成時は完成後１０日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12 月 29 日～１月３日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。ただし、請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

２．受注者に、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

　なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

秩父広域市町村圏組合水道局

上水道工事特記仕様書

秩父広域市町村圏組合水道局

工事特記仕様書

工事特記仕様書

（趣旨）

第１条　この特記仕様書は、秩父広域市町村圏組合水道局上水道工事標準仕様書（以下、標準仕様書という。）※に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

※　標準仕様書は水道局のホームページ「事業者のみなさまへ→工事・資材」を参照して下さい。

（適用）

第２条　この特記仕様書は、次の工事に適用する。

・工 事 名　　●●●●工事

・工事箇所　　●●●●地内

（工事完成図）

第３条　受注者は、工事完了後、発注者の指示する形により完成図を作成し、下記図書を提出する。

・完成図　白焼製本（A1）　　●部

・完成図　縮小版白焼製本（A3）　　●部

・完成図　電子データ（PDF、JWCAD）　１式

なお、完成図の作成にあたっては、オフセット図についても作成すること。オフセットは、工事の起点、終点、口径や管種の変更箇所、分岐点（給水含む）、その他監督員が指示する箇所について、３点以上の不動点から計測し、記載すること。

（共通事項）

第４条　受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め各１部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

① 1,000 ㎥以上の土砂を搬入する工事

② 500ｔ以上の砕石を搬入する工事

③ 200ｔ以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

④ 最終請負金額１００万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事

① 1,000 ㎥以上の建設発生土を搬出する工事

② アスコン塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で 200ｔ以上搬出する工事

③ 最終請負金額１００万円以上の工事

２　受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあた

り、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

３　建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストＡ票、Ｂ２票、Ｄ票、Ｅ票を監督員に提出し、確認を受けるとともに、Ｄ票、Ｅ票の写しを提出する。

（建設発生土の搬出）

第５条　建設発生土は、受入地までの片道運搬距離を●●.●ｋｍと想定する。運搬距離等が変更になった場合は、契約変更の対象とする。

２　受注者は、500 ㎥以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。

３　受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・ＦＡＸ等で提出し、その写しを監督員に提出する。

（建設廃棄物の再資源化等）

第６条　受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設に搬入しなければならない。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

２　受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。

３　受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日

・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地

・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第１項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用［促進］実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

４　受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（再生資材の利用）

第７条　下記の再生資材を利用すること。

・再生アスコン　(13)－50，(20)－50　　表層及び基層等

・再生切込砕石　　４０ｍｍ以下　　路盤等

なお、現場から４０ｋｍの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

（作業時間）

第８条　県道●●号線における作業については、原則、夜間工事（午後９時から午前５時）とすること。

（近隣への配慮）

第９条　工事範囲の全部が歩行者・自動車の通行量の多い現道上であること、沿線に住宅や店舗が多数近接していること等から、これらへの支障が最小限となるよう常に配慮して工事を進めなければならない。また、工事開始前と工事中に周辺住民等への説明を十分行うとともに、工事による影響がないよう確実に調整を行うこと。

２　施工時に重機等から発生する騒音と振動については、最低限に抑えるよう対策を講じなければならない。

３　車両通行止め規制を伴う施工においては、事前に保安体制や迂回路等について●●警察署と協議すること。さらに、事前に工事予告看板と迂回路案内看板を設置し、地元住民及び通行車両に通行規制を周知することとし、通行規制について地元住民等から理解を得ること。

４　管布設工においては、道路を即日復旧し交通解放すること。

５　周辺住民等から工事に対して意見等がなされた場合には、ただちに監督員へその旨を報告するとともに、対処すること。

６　交通条件等を考慮し、●●道において夜間工事とする場合には、監督員と事前に協議すること。また、周辺住民等へ事前に説明を行い、夜間工事について理解を得ること。

（近接工事との調整）

第１０条　道路管理者及び他の埋設物管理者等による工事と近接しての施工となる場合には、施工範囲や時期等について受注者が他の埋設物管理者等と調整し、円滑に施工できるよう努めること。

（その他）

第１１条　その他、定めのない事項については、監督員と協議し承諾を得てから工事を行うこと。

様式　３

法第１３条及び省令第４条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事用（土木工事等）の場合）

１．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　業　内　容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	① 仮　　設	仮設工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	② 土　　工	土工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③ 基　　礎	基礎工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④ 本 体 構 造	本体構造の工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥ そ　の　他 （　　）	その他の工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（税込）

（受注者の見積金額）

（注）解体工事の場合のみ記載する。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　別紙のとおり

（特定建物資材廃棄物について記載されていればよい）

４．特定建設資材廃棄物の再生資源化に要する費用　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（税込）

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所　　在　　地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

様式５

再 資 源 化 等 報 告 書

令和　　年　　月　　日

（発注者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（郵便番号　　－　　）　電話番号　　－　　－

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 18 条第１項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

１．工事の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工事の場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．再資源化等が完了した年月日　　令和　　年　　月　　日

４．再資源化等をした施設の名称及び所在地

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所　在　地

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿万円（税込）

（参考資料を添付する場合の添付資料）※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

□ 再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）

□ 再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

別紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所　　在　　地

舗装版切断時に発生する濁水の
処理にかかる特記仕様書

舗装版切断時に発生する濁水の処理にかかる特記仕様書

（趣旨）

第１条　この特記仕様書は、秩父広域市町村圏組合水道局上水道工事標準仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

（適用）

第２条　この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

・工 事 名　　●●●●工事

・工事箇所　　●●●●地内

（濁水の処理）

第３条　受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

・種類及び処理量　　汚泥（油分を含む汚泥）　●●.●㎥

・中 間 処 理 施 設　　大里郡寄居町大字三ヶ山地内　(株)エコ計画

・処　理　方　法　　中間処理後、最終処分場又は再資源化

（処理に焼却又は溶融を含む）

２　受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

（共通事項）

第４条　受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

２　受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処理委託契約を締結しなければならないものとする。

３　受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

４　受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

（提出書類等）

第５条　受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第４条第３項及び第４項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

２　受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。

（その他）

第６条　濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計

変更の対象としないものとする。

2　受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。

3　この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

水道用石綿セメント管の撤去
作業等における特記仕様書

水道用石綿セメント管の撤去作業等における特記仕様書

受注者は、石綿セメント管の撤去作業等について、平成１７年８月付け厚生労働省健康局水道課発行の「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」に基づいて作業しなければならない。

１．石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）及び関係法令を遵守し石綿セメント管の撤去作業等を行うこと

２．あらかじめ、石綿セメント管の埋設状況を設計図書等により調査しなければならない。
（石綿則第３条、第８条関係）

３．当該工事における石綿セメント管埋設状況等を発注者に確認すること。
（石綿則第３条、第８条関係）

４．あらかじめ次の事項が示された作業計画書を定め、当該作業計画により作業を行わなければならない。（石綿則第４条関係）

① 作業の方法及び順序

② 石綿粉じんの発散を防止し、または抑制する方法

③ 労働者への石綿粉じんのばく露（石綿粉じんにさらされること）を防止する方法

５．特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。（石綿則第１９条、第２０条関係）

① 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、またはこれらを吸い込まないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

② 保護具の使用状況を監視すること。

６．石綿セメント管の撤去作業等に従事する労働者に次の科目について教育を行わなくてはならない。（石綿則第２７条関係）

① 石綿等の有害性

② 石綿等の使用状況

③ 石綿等の粉じん発散を抑制するための措置

④ 保護具の使用方法

⑤ その他の石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

７．石綿セメント管の切断等の作業を行うときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク）及び作業衣（または保護衣）を使用させなければならない。
（石綿則第１４条、第４４条から第４６条関係）

８．保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等にこん包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。
（石綿則第１４条、第４４条から第４６条関係）

９．石綿セメント管の撤去に当たっては、原則として石綿セメント管の切断等は避け、継手部で

取り外すことを基本とする。やむを得ず、石綿セメント管の切断等を行う場合には、管に水をかけるなどの湿潤状態にして石綿粉じんの発散を防止しなければならない。

また、石綿セメント管の切断等の作業において発散した石綿等の切りくず等をいれるためのふたのある容器を備えなければならない。（石綿則第１３条関係）

10. 石綿セメント管の撤去等の作業を行うときは、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければならない。（石綿則第１５条関係）

11. 石綿のばく露防止対策や石綿粉じんの発散防止対策を関係労働者や周辺住民に周知するため、その実施内容を作業現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

12. 撤去された石綿セメント管（以下、「廃石綿セメント管」という。）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第２条第４項に規定する「産業廃棄物」に該当するので、石綿セメント管を廃棄する場合は産業廃棄物の処理基準に基づいて処理を行わなければならない。

特に、廃石綿セメント管の保管、収集運搬等において、石綿粉じんが発散するおそれがある場合は、次のような措置を講じることにより、石綿粉じんの発散防止を行わなければならない。

① 排出事業者（請負者）は、廃石綿セメント管が運搬されるまでの間、当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、十分な強度を有するプラスチック袋等でこん包するなど、石綿粉じんの発散防止を行うこと。また、容器または包装の見やすい箇所に、アスベスト廃棄物である旨表示すること。

② 廃石綿セメント管の収集運搬等に当たっては、廃石綿セメント管をこん包したプラスチック袋等の破損または石綿セメント管の破損等により石綿を発散させないよう慎重に取り扱うこと。

なお、プラスチック袋等の破損等により石綿の発散のおそれが生じた場合には、速やかに散水し、または覆いをかける等の措置を講じること。

③ 石綿粉じんが発散するおそれがある場合は、廃石綿セメント管の運搬車両の荷台に覆いをかけること。

④ 最終処分に当たっても、覆土するなど、石綿粉じんが発散することがないようにすること。

建設現場における快適トイレ設置の試行に関する
特記仕様書

建設現場における快適トイレ設置の試行に関する特記仕様書

（趣旨）

第１条　本工事は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、誰もが快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置の試行に関し必要な事項を定めるものである。

２　快適トイレの設置は任意とする。受注者が設置を希望し、発注者との協議が整った場合に設置することができるものとする。

（快適トイレの仕様）

第２条　快適トイレは、以下の（１）、（２）の仕様を満たすものとする。（３）は推奨する仕様であり任意とする。

（１）快適トイレに求める機能【必須】

ア　洋式（洋風）便器

イ　水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

ウ　臭い逆流防止機能

エ　容易に開かない施錠機能

オ　照明設備

カ　衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重５kg 以上とする）

（２）付属品として備えるもの【必須】

キ　現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク　入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

ケ　サニタリーボックス

コ　鏡と手洗器

サ　便座除菌クリーナー等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【任意】

シ　室内寸法 900×900 ㎜以上（面積ではない）

ス　擬音装置（機能を含む）

セ　着替え台

ソ　臭気対策機能の多重化

タ　室内温度の調整が可能な設備

チ　小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（快適トイレの導入にあたっての配慮事項）

第３条　快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般

快適トイレの設置にあたっては、あらかじめ建設現場で働く者の意見を聞く。

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

（４）ドアの向き

ドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

（費用等）

第４条　設置する費用については、当初設計では計上していない。実施方法及び設計変更の積算については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（その他）

第５条　その他定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。